

土門治明議員に対する懲罰動議の提出及び懲罰特別委員会の設置について

地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、土門治明議員に対する懲罰動議を下記の理由により提出します。

よって、会議規則第111条の規定により、本案を審査するため、別紙のとおり、「土門治明議員に対する懲罰特別委員会」を設置し、本件を同委員会に付託する。

記

理由

1. 土門治明議員は、傷病・通院を理由とする本会議及び委員会の欠席について、所定の時限までの届出、理由の説明及び求められた確認資料の提出が適切になされておらず、議員として当然果たすべき手続的責任を怠っている。
2. 同議員の一連の欠席及び出欠対応は、議会活動に対する責任ある姿勢を欠くものであり、遊佐町議会の品位と町民からの信頼を著しく損なうおそれがあるため、事実関係を明らかにし、懲罰に該当するか否かを審査する必要がある。

令和8年6月12日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐亮太

賛成者 遊佐町議会議員 那須正幸

同 沢谷敏

同 伊原ひとみ

(別紙)

## 土門治明議員に対する懲罰特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、土門治明議員に対する懲罰特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 土門治明議員に対する懲罰特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 設置の目的 議員として当然果たすべき手続的責任を怠り、議会活動に対する責任ある姿勢を欠く土門治明議員に対し、公正かつ慎重に懲罰事案を審査するため。
- 4 委員数 10名（議長及び土門治明議員を除く）
- 5 審査期間 審査終了まで、閉会中もなお審査する。
- 6 その他 必要に応じて小委員会を設置することができるものとし、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。